

平成30年度 診療報酬改定の概要

第7部リハビリテーション 疾患別リハビリテーション点数表

	心大血管	呼吸器	脳血管疾患等	廃用症候群	運動器
標準的算定日数	150日	90日	180日	120日	150日
施設基準Ⅰ	205点	175点	245点	180点	185点
施設基準Ⅱ	125点	85点	200点	145点	170点
施設基準Ⅲ			100点	77点	85点

技能認定登録者が算定可能な根拠【解釈通知 リハビリテーション 第1節リハビリテーション料
脳血管疾患等及び廃用症候群(6)・運動器(6)(7)(9)の抜粋】

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合 …中略… 医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であって …中略… (Ⅲ)の所定点数を算定する。

標準的算定日数経過後の1月13単位算定

告示 注4抜粋

別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合、1月13単位に限り、算定できるものとする。

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料 1—300点 2—200点

技能認定登録者が算定可能な根拠【平成28年度改定の疑義解釈抜粋】

問 リハビリテーション総合計画評価料は、「適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者」が、医師の監督の下で計画を作成した場合には、算定できるのか。

答 医師とあん摩マッサージ指圧師等の従事者が共同して作成している場合には、その他の算定要件を満たしていれば、算定できる。

J119 消炎鎮痛等処置(1日につき)

- 1、マッサージ等の手技による療法 35点
- 2、器具等による療法 35点
- 3、湿布処置 35点

注1、1～3の種類、回数又は部位数に関わらず、本区分により算定

注2、同一患者に1日に2回以上行った場合、主たる療法の所定点数を算定

注3及び注4は省略

その他 今期の改定において、地域包括ケアシステムの推進が大きく掲げられ、リハ専門職が「退院時共同指導料」の中の連携職種に追加されました。技能認定登録者の扱いについては、今後厚労省医療課に照会して参ります。

保険局長 青柳 利之